名保幼第 151 号 令和 2 年 4 月 30 日

市立幼稚園在園児保護者 殿

名護市教育委員会 教育長 岸本 敏孝 < 公印省略 >

新型コロナウイルス感染症に係る令和2年5月7日以降の市立幼稚園の対応について(通知)

平素より、教育行政にご理解とご協力を賜り感謝いたします。

さて、市立幼稚園の緊急対応につきましては、令和2年5月6日(水)までとしてお知らせしているところですが、市立小・中学校の臨時休業期間が2週間程度再延長されたことなどから、市立幼稚園におきましても新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から緊急対応期間を2週間程度再延長することを決定いたしました。

入園式や市立幼稚園の再開につきましては、各園から電話やメーリングサービス等でお知らせいたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、「仕事が休めない等又は園児が一人で家にいることとなる世帯」につきましては、市立幼稚園 4 園での受け入れを実施しておりますので、希望する方は別紙の利用申込書を在園する園へ提出して下さい。

なお、利用方法等につきましては、下記の事項をご確認下さい。

記

- 1 緊急対応延長期間(再) 令和2年5月7日(木)から2週間程度
- 2 利用時間 ①1号認定の子 8:00~14:00
 - ②2 号認定(市立幼稚園の預かり保育を利用している保護者)の子 8:00~18:00
 - *可能な限り利用時間の短縮をお願いします。
- 3 対象園児 仕事が休めない等又は園児が一人で家にいることとなる世帯の子
- 4 申込方法 在園している幼稚園に申込書を提出
- 5 利用可能園 申込みがあった保護者に直接連絡します。
- 6 その他 給食の提供はありません。弁当・水筒の持参をお願いします。

問合せ先

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課 幼稚園担当 電話:53-1212(内線382)